

福岡県公報

平成十八年四月二十六日
第二千五百二十六号
増刊 ①

目次

告 示(第八百八十七号・第八百八十八号)

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 (環境保全課) ……………一

○福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告

示 (農業経済課) ……………一

告 示

福岡県告示第八百八十七号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年四月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中「大野城市」、「小竹町」及び「桂川町」を削り、「水巻町及び菟田町」を「及び水巻町」に改める。

一のロ中「水巻町及び菟田町」を「及び水巻町」に改める。

一のハ中「春日市」の下に「大野城市」を、「遠賀町」の下に「小竹町、桂川町」を、「全域」の下に「並びに菟田町の区域のうちA区域」を加える。

一に次のように加える。

二 菟田町の区域のうちB地区

三中「一のハ」を「一のハ及びニ」に改める。

三のイを次のように改める。

法第四条第二項第一号の規定に基づく事業場から排出される悪臭原因物である気体の当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

- (1) 一のハに掲げる地域の基準値 臭気指数 十二
- (2) 一のニに掲げる地域の基準値 臭気指数 十五

福岡県告示第八百八十八号

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程(平成十七年九月福岡県告示第六百一十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業経営負担軽減支援資金実施要綱(平成十三年五月一日付け十三経営第二百四号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)(第二)を「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成十七年四月二十日付け十六経営第八千九百五十三号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。)(第一)に、「要綱第二の四」を「ガイドライン第二の三」に改め、「要綱及び」を削る。

第二条を次のように改める。

(利子補給率等)

第二条 支援資金の利子補給率は年一・二五パーセントとし、貸付利率は、農業経営負担軽減支援資金の貸付利率について(平成十七年四月二十日付け十六経営第八千九百四十八号農林水産省経営局長通知)に定められた率とする。

様式第一号中「農業経営負担軽減支援資金実施要綱(平成十三年五月一日付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知)第2」や「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成十七年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知)第1」に改める。

様式第二号の二中「農業経営負担軽減支援資金実施要綱(平成十三年五月一日付け13経営第204号)第2の1」や「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成十七年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知)第2の1」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

発行
福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)